

平成 14 年 7 月 16 日

各 位

松 井 証 券 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 松 井 道 夫

分別保管に関する「検証報告書」の受領について

松井証券株式会社は、「平成14年3月31日現在の顧客資産の分別保管に関する経営者報告書」に対する「検証報告書」を、中央青山監査法人より受領しました。

これは、同監査法人より昨年受領済みの「顧客資産の分別保管に関する報告書」に続く、外部機関による検証報告書です。

当社は、法令に準拠して顧客資産を分別保管することは、証券会社として当然の責務と認識し、日々実行しています。今後も引き続き、外部機関による当社の顧客資産分別保管状況の検証を行ない、その都度、結果をお知らせさせていただき所存です。

第 86 期

検 証 報 告 書

〔 自 平成 13 年 4 月 1 日 〕
〔 至 平成 14 年 3 月 31 日 〕

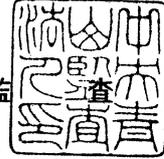
松井証券株式会社

検 証 報 告 書

平成 14 年 6 月 16 日

松 井 証 券 株 式 会 社
代表取締役社長 松 井 道 夫 殿

中 央 青 山 監 査 法 人



代表社員 公認会計士
関与社員

五十嵐 則夫



関与社員 公認会計士

小林 昭夫



1. 当監査法人は、松井証券株式会社（以下会社という）から以下の依頼を受けた。

本書に添付した会社の「平成14年3月31日現在の顧客資産の分別保管に関する経営者報告書」（以下「経営者報告書」という。）に記載されている、平成14年3月31日現在、証券取引法第47条及び関連する法令（以下「法令」という。）に準拠し顧客分別金を信託し、顧客有価証券を分別保管していた旨の経営者の言明（以下「経営者の言明」という。）について検証を行い、その結果を報告すること。

なお、「法令」に準拠して顧客分別金を信託し、顧客有価証券を分別保管する責任は、会社の経営者にあり、当監査法人の責任は「経営者の言明」に対する意見を表明することである。

2. 当監査法人の意見は次のとおりである。

検証の結果、「経営者の言明」は平成14年3月31日現在すべての重要な点において適正な記載であると認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

3. 本報告書の使途は以下のとおりである。

本報告書は、会社の経営者の依頼により会社の経営者の利用に供するために作成され提出される。

従って、当監査法人は、会社の顧客その他の第三者に対しては、本報告書に起因して、如何なる義務も負わずまた如何なる責任も負わない。

4. 本報告書の上記2.に記載した当監査法人の意見は、上記3.記載の他、現在の状況並びに検証の本質上、種々の制限及び条件に服している。かかる制限及び条件は、以下のものを含むが、以下のものには限定されない。

(1) 現在我が国の法定の会計監査である商法監査及び証券取引法監査では、顧客分別金の信託ならびに顧客有価証券の分別保管にかかる「法令」の遵守を、監査の対象とはしていない。本報告書の対象となる検証及び報告は、我が国の法律等で要求されているものではなく、会社の経営者の特別の要請によって行われたものである。

(2) 現在我が国の監査基準には、「法令」の遵守に関する検証業務の基準は存在しない。現在日本公認会計士協会が、証券会社における顧客資産の分別保管に対する外部監査等に関する実務指針を策定中である。

よって、当監査法人は、日本公認会計士協会の上記実務指針が確定するまでの措置として、The International Federation of Accountants (国際会計士連盟) の The International Auditing and Assurance Standards Board (国際監査・保証基準審議会) が発行した International Standard on Assurance Engagements (国際保証業務基準) (以下「基準」という。) に準拠して検証業務を行った。

(3) 当監査法人は、本件検証により合理的な保証 (high level of assurance) を提供することを企図し、会社が構築した内部統制に依拠して検証を行い、「経営者の言明」を裏付ける証拠の検証を試査によって行った。合理的な保証の提供にあたり、内部統制に依拠し、試査によって検証を行なうことは、「基準」によって認められている。

よって、本件検証は、試査によることの限界、内部統制担当者等の共謀あるいは内部統制責任者自身の内部統制の無視等による内部統制固有の限界に服する。なお、本件検証は、内部統制の適正性に関して意見を表明するものではない。

(4) 当監査法人は、平成14年3月31日現在の「経営者の言明」を検証したもので、平成14年3月31日一時点以外のいかなる日の顧客資産に対してもいかなる検証手続も実施していない。

以上

平成 14 年 3 月 31 日現在の顧客資産の分別保管に関する経営者報告書

平成 14 年 6 月 16 日

松 井 証 券 株 式 会 社

代表取締役社長

松 井 道 夫



松井証券株式会社の取締役会は、松井証券株式会社が、証券取引法第 47 条及び関係法令（以下「法令」という。）に準拠し顧客分別金を信託し、顧客有価証券を分別保管する責任を有していることを確認する。

松井証券株式会社の取締役会は、松井証券株式会社が、証券会社に関する内閣府令第 32 条第 1 項別紙様式第 2 号に従って記載された添付の平成 14 年 3 月 31 日の①顧客分別金信託の状況における直近差替計算基準日の顧客分別金必要額（※）及び顧客分別金信託額ならびに平成 14 年 3 月 31 日の②有価証券の分別保管の状況並びに平成 14 年 3 月 31 日現在の③有価証券の分別保管の状況（保管場所別）に示されているように、平成 14 年 3 月 31 日現在で、「法令」に準拠し顧客分別金を信託し、顧客有価証券を分別保管していたことを言明する。

以上

※ 平成 14 年 3 月 31 日現在の顧客分別金信託額に対応する顧客分別金必要額の差替計算基準日は、松井証券株式会社においては、平成 14 年 3 月 27 日となっております。

(11) 分別保管の状況
① 顧客分別金信託の状況

	金額 (百万円)
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	79,402
顧客分別金信託額	82,711
期末日現在の顧客分別金必要額	79,402

② 有価証券の分別保管の状況
(保護預り有価証券)

	国内有価証券	外国有価証券
株 券	445,020千株	3千株
債 券	-百万円	-百万円
受益証券	15百万口	-百万口
その他	-	-

(受入保証金代用有価証券)

株 券	234,701千株
債 券	-百万円
受益証券	-百万口
その他	-

③ 有価証券の分別保管の状況 (保管場所別)

保管場所及び国名	保管方法	区 分	数・額面金額	単 位
証券保管振替機構 (日本)	混蔵保管	株 券	597,602	千株
		債 券	-	
		受益証券	0	百万口
		そ の 他	-	
日本証券代行 (日本)	個別保管	株 券	47,778	千株
		債 券	-	
		受益証券	-	
		そ の 他	-	
だいきょう証券ビジネス (日本)	個別保管	株 券	371	千株
		債 券	-	
		受益証券	-	
		そ の 他	-	

保管場所及び国名	保管方法	区 分	数・額面金額	単 位
日本証券金融（日本）	混蔵保管	株 券	33,904	千株
		債 券	—	
		受益証券	—	
		そ の 他	—	
日本証券決済（米国）	混蔵保管	株 券	1	千株
		債 券	—	
		受益証券	—	
		そ の 他	—	
自社保管	混蔵保管	株 券	64	
		債 券	—	
		受益証券	7	百万口
		そ の 他	—	
受託銀行（日本）	混蔵保管	株 券	—	
		債 券	—	
		受益証券	8	百万口
		そ の 他	—	
東洋証券（米国）	混蔵保管	株 券	2	千株
		債 券	—	
		受益証券	—	
		そ の 他	—	